

～会長の時間～

【五大奉仕 クラブ管理編】

クラブの例会

(a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。（標準ロータリークラブ定款第6条）

クラブ・プログラム

クラブは、地元地域のニーズに応じて独自のプログラムを開発すべきであります。クラブのために特定の奉仕プロジェクトやプログラムを提唱したり、指示したりすることは、RI のプログラムの範囲内ではありません。

クラブは、会員に対し、ロータリー情報、ロータリー教育、リーダーシップ研修を提供するためだけの例会を定期的に開くべきです。

RIは月ごとに次のようなプログラムの強調事項を指定している。

8月	会員増強および拡大月間	1月	ロータリー理解推進月間
9月	新世代のための月間	2月	世界理解月間
10月	職業奉仕月間・米山月間	3月	識字率向上月間
11月	ロータリー財団月間	4月	雑誌月間
12月	家族月間	6月	ロータリー親睦活動月間



地区米山奨学委員
伊藤彰様

第 2650 地区
RLI パートII 終了証
辻田朝子会員



米山奨学生卓話ドン・フン・タオさん



ご夫人お誕生日記念・前波会員夫人
ご結婚記念・高須会員

祝福タイム

